

令和6年度 浦安市立東野小学校 いじめ防止基本方針

「浦安市立東野小学校 いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条の規定を受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。また、児童の教育は、学校と家庭がそれぞれの役割を認識した上で、相互に連携して行うことが重要であることから、本校のいじめ防止基本方針の中に家庭での取り組みについての項目を設けることにしたものである。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない学校とするために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった継続的な取り組みを行っていく。

(2) 学校及び教職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、教職員一人ひとりが、いじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校経営・学級経営等に努める。
- ② いじめの兆候を見逃さず、いち早く把握し、迅速に学校全体で取り組む。
- ③ 家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関と連携・協力し適切に対応するとともに、いじめ問題の克服に努める。
- ④ この基本方針を児童や保護者等に周知するとともに、年度ごとに対策等を見直す。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ 具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談す

ることが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

②いじめの認知

ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。

ウ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

③いじめの理解

ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる。

イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

④いじめの解消についての判断

ア 児童同士の謝罪をもって安易に解消とはしない。

イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている場合とする。

ウ 判断する時点については「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

ア いじめについての共通理解

- ・校内研修や職員会議で平素からの共通理解を図る。

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を児童、教職員、保護者で共有する。

全校朝会や学級活動などでの日常的な指導（校長や担任等による）

保護者会や学校・学年だより等の活用

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童の社会性を育む。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

読書活動・体験活動等の充実

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

生活体験の機会の充実

- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

道徳の時間および学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。【豊かな心】

- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力

自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力

【豊かなかかわり】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 → 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

授業についていけない焦りや劣等感などがストレスの要因になる。

【確かな学力】

- ・ストレスに適切に対処できる力を育む。

ストレスを他人にぶつけない。

運動・スポーツや読書などで気分を爽快にする。

誰かに相談したりする。

【健やかな体】

- ・教職員は、自らの言動に十分に注意を払う。

児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにする。

- ・性同一性障害への理解と個に応じた指導を行う。(氏名は さん付けで呼ぶ)

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実させる。

- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。【豊かな心・豊かなかかわり】

教師が「授業づくり」と「集団づくり」を、組織的・計画的に見直していくようにする。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子どもは加害に向かうことはないと考えます。すなわち

- ・規律

- ・学力

- ・自己有用感（自己の有用性）が大切なのである。

一言で言うなら、「すべての児童が行事や授業の中で活躍できる場、認められる場を設定して教職員全員で努力していく」ことが、いじめの未然防止につながると考える。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」より)

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

カ 毎年5月は、「いじめ防止啓発強化月間」とする。

- ・どの子どもも新しい環境に慣れるように、よりよい人間関係を構築できるように指導する。

- ・いじめは絶対に「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、学年の発達に応じて指導する。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの児童の見守りや信頼関係作り等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(具体例)

- 日常的な観察

- ・休み時間や授業中等の児童の様子に目を配る。

○教育相談体制の充実

- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・必要に応じて児童や保護者との面談を随時実施する。

○相談窓口の周知

- ・相談窓口は教頭であり、養護教諭やスクールカウンセラーでもよいことを児童及び保護者に周知する。
- ・電話相談窓口として「浦安市いじめ110番（0120-211-380）」や「いじめメール相談」について周知する。

○アンケートによる調査（年4回のいじめアンケート 含む学校評価）

- ・アンケート調査を実施して、安心していじめを訴えられるようにする。
- ・一人一人の状況を把握する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

ア いじめの問題の態様に応じた適切な対処法やカウンセリング能力等の向上のための校内研修を実施する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を依頼する等の措置をとる。

イ インターネットや携帯電話を利用した「ネットいじめ」を防止するため、児童及び保護者に対して、啓発活動を行う。

ネットいじめに関する授業の実施（高学年の児童対象）

インターネットや携帯電話の利用とマナーに関する情報提供（保護者対象）

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策会議」を設置する。

①組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

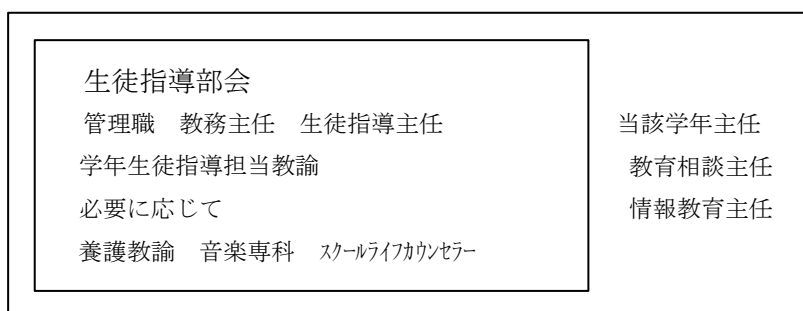
ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

オ いじめによる重大事態に関する事実関係の調査を行う組織となる。

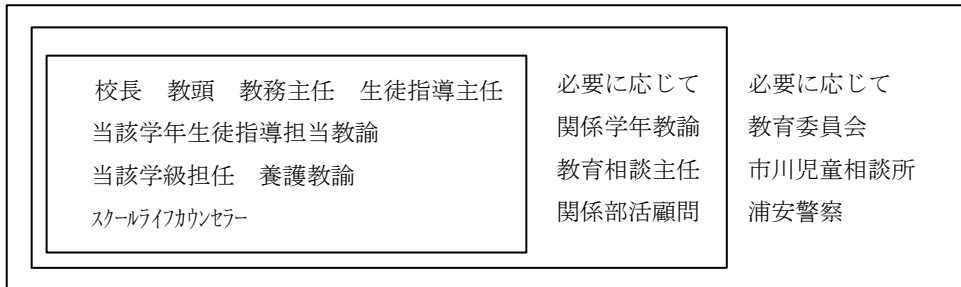
②組織の構成

【いじめ問題対策会議】



- ア 学校基本方針等の策定については、組織の全構成員が参加する。
- イ 日常的な業務については、生徒指導部会を事務局として進める。
- ウ いじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議については、生徒指導部会及び当該いじめ事案に関係する教職員により対応する。また、犯罪行為として取り扱われるべき事案や、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案については、必要に応じて教育委員会や市川児童相談所、浦安警察署等も加わり、対応する。

【緊急会議】



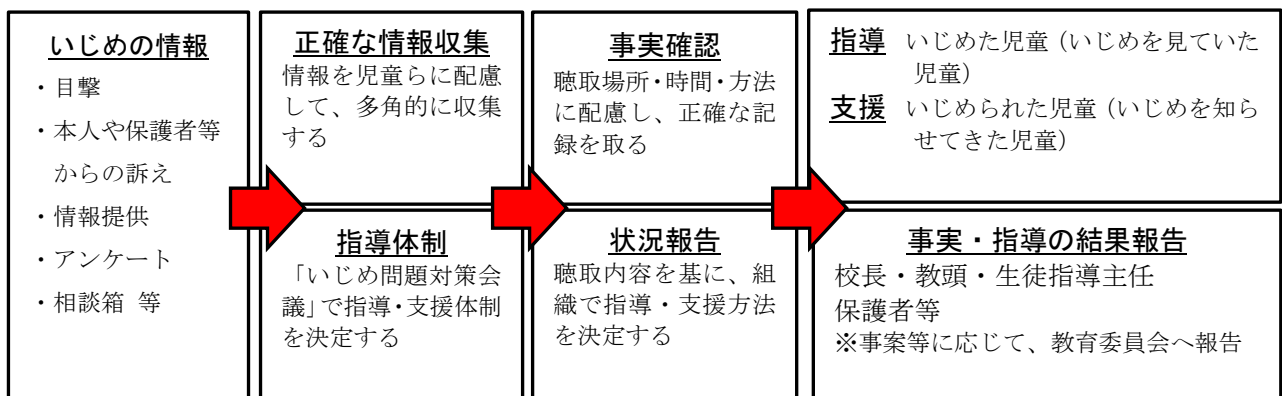
③いじめに対する措置

- ア 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

④いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教諭は真摯に傾聴した後、抱え込まず、速やかに管理職に報告する。校長は、「いじめ問題対策会議」の緊急会議を召集し、情報を共有する。緊急会議が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を「いじめ問題対策会議」に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。

【組織的ないじめの対応の流れ】



⑤児童への指導・支援及び対応

- ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童への対応
 - ・児童の安全を確保する。
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い、支える体制をつくる。
 - ・指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや見守るなどし、継続的に支援する。

イ いじめた児童への対応

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景を理解し、必要な指導・支援を行う。
- ・必要に応じて別の教室等において指導し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・指導・支援を行っても十分な効果が上がらない場合は、教育委員会や市川児童相談所、浦安警察署等と連携して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた、あるいは生じるおそれがあるときは、直ちに浦安警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめを見ていた児童への対応

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・大人への相談や通報は適切な行為であり、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき

※年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

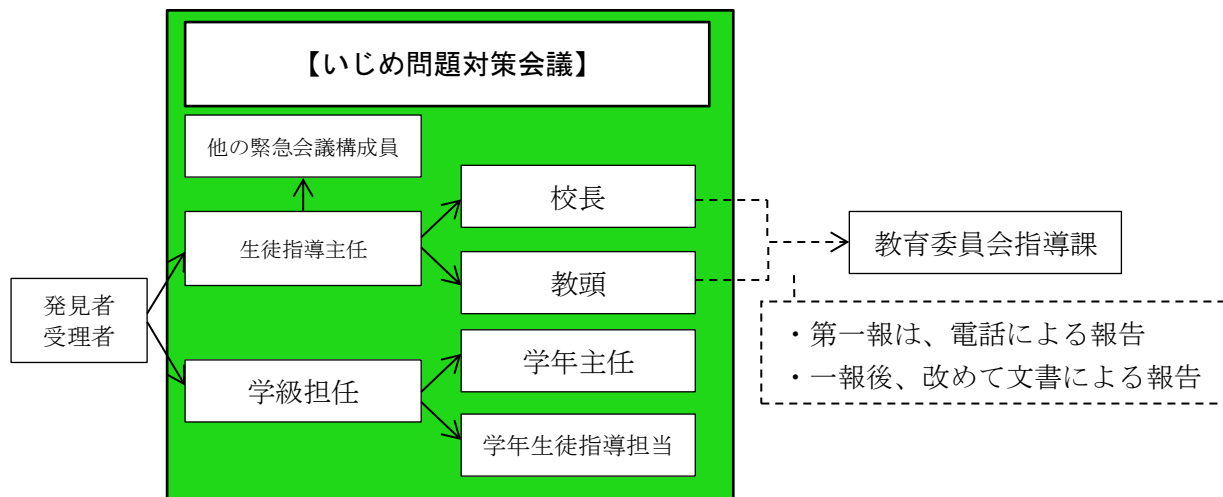
③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

(2) 対応手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

【重大事態発生時の連絡体制図】



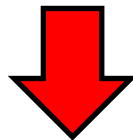
4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価にも評価項目を入れる。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。
- (3) PDCAサイクルで取組の評価検証を行う。

5 家庭での取り組み

- (1) 日ごろから、子どもとの会話を大切にする。
これにより、悩みなどを親に相談できる雰囲気作れる。また、子どもがさびしさやストレスを抱えていないか、早く気付くことができる。
- (2) うそをついてはいけない、人が嫌がることはしてはいけないなど、人としてしてはいけないことや言ってはいけない言葉（死ね、殺すなど）について話し、守られているか見守る。
- (3) 悪いことをしたときは毅然と叱り、がんばったり良いことをしたりしたときはほめる。
- (4) 携帯電話やパソコンを使うルールを子どもと話し合っ決め、守られているか見守る。
これらは、規範意識を育てることにつながる。
特に、SNSの使用に関しては、「ネットいじめ」につながらないように、見守っていく。
- (5) 子どもから、いじめられている、または、友だちがいじめられている、と話があったら、事実を冷静に確認し、担任または学校（窓口は教頭）に知らせる。
- (6) 服装などの汚れや乱れに気を配る。
- (7) 子どもの持ち物がなくなったり、増えたりしていないか気を配る。



**東野小学校のすべての教職員は、
組織的・計画的に
いじめの未然防止、早期発見、早期対応に
真剣に取り組んでいきます。**